平成２８年（フ）第３８４号
静岡市葵区両替町１丁目５番地の７　チサンマンション両替町405号、旧住所静岡市葵区駒形通１丁目１番24号　長谷川ビル201号
債務者　梅城　竜一
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７５４号
東京都国立市富士見台２丁目46番地２－８－304
債務者　安井　一美
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７５５号
東京都国立市富士見台２丁目46番地２－８－304
債務者　安井　雅和
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１６９６号
横浜市磯子区杉田７丁目１番１―31号
債務者　栗原あゆみ（旧姓毛利）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７０６号
横浜市神奈川区片倉５丁目33番31―201号
債務者　櫛原　孝子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７３２号
横浜市戸塚区名瀬町237番地１　ソフィア戸塚アクアステージ431号
債務者　池原　智子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７３３号
横浜市戸塚区戸塚町1002番地
債務者　千原　恭子
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７４１号
横浜市保土ケ谷区藤塚町25番13―203号
債務者　土屋　千絵
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１６７４号
横浜市戸塚区前田町520番地１　211号
債務者　白鳥安太郎
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１号
熊本県天草市亀場町食場124番地１
破産者　竜石電工株式会社
1　決定年月日　平成28年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所天草支部

平成２７年（フ）第４５５号
千葉県松戸市常盤平３丁目73番
破産者　有限会社和之助
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第４５６号
千葉県柏市十余二297番地58　ダイシンテラス柏の葉Ａ―106号、開始決定時の住所千葉県柏市松葉町３丁目17番地５ミキハウス105号
破産者　齋木　　大
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第６５号
千葉県柏市東逆井１丁目１番２―202号
破産者　椎谷　浩充
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第１８７号
千葉県柏市松葉町３丁目15番地４　サンライフ倉橋403号、開始決定時の住所千葉県柏市花野井334番地27
破産者　上野　克也
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２６４号
奈良県高市郡高取町大字下土佐565番地の１
破産者　髙市石油株式会社
1　決定年月日　平成28年８月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７７８号
札幌市中央区北１条西７丁目３番地
破産者　株式会社メデイア
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号
埼玉県所沢市狭山ケ丘１丁目3003番地12
破産者　株式会社彩都
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部